放課後児童クラブにおける昼食の提供実現に向けた

サウンディング型市場調査実施要領

１　市場調査の目的

　本市では，放課後児童クラブを市内35校の小学校において83クラブを公設にて開設しており，登録児童数は3,787人（令和５年５月１日）となっています。

　放課後児童クラブでは，夏休みの長期休業日においても児童の受入れを行っており，昼食については，保護者が家庭で用意し持参している状況であり，保護者の負担軽減を目的とし，民間事業者を活用した昼食提供の実現への取組みを進めたいと考えています。

　本サウンディング型市場調査は，民間事業者が実施している弁当注文のシステム等を活用した昼食提供に係る弁当事業者の活用の可能性を把握するとともに，弁当事業者の皆様から広く意見を求めることで実現可能な条件等を確認するために，直接対話による意見交換を実施します。

２　調査の対象施設

　別紙のとおり

３　スケジュール

1. 参加受付

対話への参加を希望される事業者の方は，エントリーシート及び事前ヒアリングシートに必要事

項を記入し，電子メールにより次の参加受付期間内に申込先へご提出ください。

なお，件名は**【参加申込】放課後児童クラブにおける昼食提供に係るサウンディング**としてくだ

さい。

＜参加受付期間＞

　令和６年１月22日（月）から令和６年２月９日（金）まで

＜申込み・問合せ先＞

　高知市こども未来部子ども育成課

　高知市本町五丁目１番45号

　電話：088-823-9482 　FAX：088-825-2440

　E-mail：[kc-280300@city.kochi.lg.jp](mailto:kc-280300@city.kochi.lg.jp)

1. 対話の実施

アイデア及びノウハウの保護のため，対話は個別に行います。

対話の実施日時及び場所については，エントリーシート受付後，別途調整させていただきます。

＜日時＞

　令和６年２月19日（月）から令和６年２月22日（木）まで（予定）

　各事業者30分～60分程度（申込み後，個別に調整します。）

＜場所＞

　高知市役所本庁舎（高知市本町五丁目１番45号）予定

＜対象者＞  
本事業の実施主体となる意向を有する法人または法人のグループ

　※対話に出席する人数は，５名以内としてください。

　※参加除外要件については，「５(6)参加除外要件」を参照ください。

1. 結果の公表

対話の概要を公表します。公表する内容については，事業者の方に確認をしたうえで本市ホーム

ページ上に公開します。

＜日時＞

令和６年３月下旬予定

４　対話の内容

主に次の項目について，実現可能ご意見及びご提案をお聞かせください。事業者自らが事業に関わることを前提に対話を行います。

次に掲げる項目以外についても，ご意見をお聞かせください。

主な対話項目

1. 本事業への参画について

・本事業への参画意欲について

1. 本事業に関する意見について

・事業目的について

・昼食提供の食数等の設定について

・配送対象学校について

1. その他

・想定スケジュール

・上記項目以外のことについても，必要に応じてご意見・ご提案をお願いします。

５　留意事項　※必ずご確認のうえ，お申込みください。

⑴　対話への参加の取扱い

ア　対話への参加実績は，本事業における事業者選定の評価対象とはなりません。

イ　対話内容は，今後事業実施条件を検討する際の参考とさせていただきます。また，双方の発言等は対話時点での想定とし，発注方法及び仕様等を約束するものではありません。

⑵　費用負担

対話への参加に要する費用は，参加事業者の負担とします。

⑶　追加協力のお願い

後日，再度対話(文書照会含む。)をお願いすることがありますので，御協力をお願いします。

⑷　実施結果の公表

ア　対話の実施結果については，概要を市ホームページ等で公表します。

イ　公表に当たっては，事業者のノウハウ等を保護するため，事前に参加事業者に内容を確認した上で公表します。なお参加事業者の名称は公表しません。

⑸　提出書類の取扱い及び著作権等

提出書類の著作権はそれぞれの参加事業者に帰属しますが，提出書類は返却しません。

また，対話の結果公表や今後の事業者選定に向けた検討以外の目的で提出書類等を使用することはありません。

参加事業者は，対話を通じて得た情報を外部に漏らしてはいけません。

⑹　参加除外要件

参加受付期間のいずれかの日において，次の要件に該当している場合は，対話に参加することができません。

ア　地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の４第２項の規定に該当する者

イ　破産法（平成16年法律第75号）第18条第１項若しくは第19条第１項若しくは第２項の規定に基づく破産手続開始の申立て，民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者又は申立てをした者にあっては，再生計画認可の決定又は更生計画認可の決定がされている者

ウ　高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則（平成23年規則第28号）第４条各号のいずれかに該当する者

⑺　その他

希望により，Ｗｅｂ会議システムによる対話（Ｚｏｏｍを予定）も可能です。